

＜資料提供＞

令和8年5月21日（木）
自然環境課 西出 久範
TEL:225-1475（内）4260

令和8年度ツキノワグマの緊急銃猟に係る実地訓練の実施

1 目 的

- ・緊急銃猟制度（鳥獣保護管理法）が昨年9月1日から導入され、クマが市街地等に侵入した場合、一定の条件の下、市町村長の判断で銃器を用いた捕獲が可能となった。
- ・緊急銃猟の実施には、市町村が主体となり、実施条件の確認や安全確保措置（現場周辺の通行規制や住民避難等）を講じる必要があり、クマ出没時に迅速に対処するため、関係者が参加する実地訓練を実施する。

2 概 要

(1) 日 時 令和8年5月26日（火）10時～15時

(2) 内 容 等

時 間	場 所	内 容
10～11時	辰口福祉会館 大ホール	座 学 緊急銃猟制度の概要等を説明
11～12時	辰口福祉会館 大ホール	図上演習・発 表 クマの出没場面を複数出題し、緊急銃猟の実施条件を確認、通行規制や住民避難指示の範囲等を検討、決定
12～13時	昼休憩	
13～14時	辰口福祉会館 大ホール	図上演習（続き）
14～15時	こくぞう里山公園	実地訓練 能美市が代表し、通報→注意喚起、クマ搜索→安全確保措置→緊急銃猟→安全確保措置解除までを実施

(3) 参 加 者 県、能美市、猟友会、県警等

3 取材について

取材を希望される場合は、事前に自然環境課までご連絡願います。

TEL：076-225-1477（担当：鳥獣グループ 山下、宮本）